

子どもの権利に関する「広報」についてのまとめ（案）

項目	内容（案）	委員会での主な意見
まとめに当たって	<ul style="list-style-type: none"> ・（この権利委員会は、）札幌市が平成 21 年 4 月に制定した「子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、同年 11 月に設置され、2 年間の任期の中でさまざまな視点から議論を重ねてきた。 ・第一期委員会では、設置と同時に「子どもの権利に関する推進計画のあり方」について、諮問を受け、子どもとの意見交換など、積極的に子どもたちの思いを受け止め、昨年 10 月に札幌市に答申を手交し、市では答申を基に計画を策定した。 ・計画策定以降は、「子どもの権利」について、いかに効果的な広報を行うのか、市民に正しく理解していただくためにはどうすべきなのかについて議論を進めてきた。 ・「広報」については、計画の基本目標 4 においても位置付けられているところだが、これまでの議論の経過を踏まえ、子どもの権利委員会として、今後、「子どもの権利」について広報活動を進めていくに当たって検討していただきたい内容をまとめ、札幌市に示すものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条例を広めるためにどうしたらいいかという話を話し合うことも必要ではないか。 ・広報については、話し合いを行う度に議題になるが、具体的な案について話し合えるとよいのではないか。
1 広報活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市は、子どもの権利の保障を進め、子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指し、子どもの権利条例を制定してる。この条例が施行され、2 年あまりが経過し、市ではさまざまな取組を行っているが、いまだ市民にとって「子どもの権利」が十分に浸透しているとは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ札幌市が条例をつくる必要があったのか、伝わらない。家庭、学校、地域があり全てが連動して子どもの育ちを支え、初めて子どもの権利が実現するが、全体像を示さず、あえて条例をつくり、現在取り組んでいることについて市の主体的な意図を全面的に出てこない、広

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利」は、子どもに関わる大人や子ども自身がその趣旨や内容を十分に理解することが必要だが、それと同時に、直接には子どもと関わりを持たない大人も含めた全ての市民が、子どもの権利を理解することが非常に重要となる。 ・今後の広報のあり方として、子どもに関する事業を行う際にメディア等を活用し視覚的にPRを行う、札幌市には子どもの権利条例があるということを、日常生活の中で市民が目にする機会を設けるなど、札幌市として、子どもの権利の推進に取り組んでいるという姿勢を積極的に示していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報をしても切り売りになってしまう。 ・条例のイメージは、このまちが本当に子どもを大切にし、生き生きと子育てができ、大人も子どもも笑顔ですみやすいまちになっていくというもの。 ・市としてこういうことを積極的に行っているということをもマスコミなどを通じてビジュアル的に市民に啓発する。 ・教員、子育て中の親だけでなく、市民全部に札幌市はこういうまちなのだということを、もっと分かりやすく啓発していく。 ・チラシだけではなく、看板や垂れ幕など、いつでも「子どもの権利」を目にできるようにする。 ・自分たちのまちに誇りを持って、子どものためにこうやろうという宣言的なPR。
<p>2 対象 について</p> <p>(1) 大人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利が守られるためには、まずは大人が正しく子どもの権利を理解する必要がある。 ・このことを全ての市民が改めて認識し、子どもの権利を尊重した取組を行えるよう、さまざまな媒体を活用した分かりやすい広報に加えて、すでに実施している「出前講座」や「子どもサポーター養成講座」など、子どもの権利に関する事業を展開するなどにより、普及を図っていく必要がある。 ・また、家庭や学校における広報普及とともに、子どもにとって様々な人間関係を学ぶ場である地域においても、子どもの社会性を育むための広報活動が重要。 ・まちづくりセンターや地域の団体、NPO などに対し、大 	<ul style="list-style-type: none"> ・大人を教育する、大人への支援。 ・大人に対しても、しっかりと広報活動を展開することが求められる。 ・子どもの権利が守られるということは、大人である自分たちも守られているという連動性が伝わる表現が必要。 ・子どもの権利について、誤解をときほぐすための広報。 ・地域の中で子どもに社会性の回路を開くまなざしを向けた広報。 ・町内会の回覧板に載せる。 ・まちづくりセンターの活用。

	<p>人と子どもが共にまちづくりに関わる事例の効果的な情報提供や、「子どもの参加ガイドライン」の活用といった、地域への働きかけをより一層充実していくことが求められる。</p>	
(2) 子ども	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象とした広報については、パンフレットやチラシに加えて、例えば、子どもの権利に関する絵本や、分かりやすいキャッチフレーズを作成するなど、子どもの権利をより身近に感じることができるよう工夫する必要がある。 子どもの権利について理解を進めていくためには、特に学校教育における取組が重要。 教育委員会では、子どもの権利に関する公開授業や教員研修など、子どもの権利を生かした学校教育を進めるため、さまざまな学校に対する支援を行っている。 現在の取組を一層充実していくため、例えば、授業参観日や学習発表会の場で子どもの権利について取り上げるなど、親子で子どもの権利について触れ合う機会を持つといったことも今後検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの目に届く広報。 授業参観日に親子で学ぶ。 学校での学習発表会など、子どもだけではなく、大人にも浸透させる。 子どももハッとするようなキャッチフレーズを考えて前面に出す。 子どもに寄り添った分かりやすい工夫。 小さい子どもへは、パンフレットやチラシばかりではなく、絵本であれば、少しずつ覚えていけるのではないかな。
(3) 職員・教職員	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利の普及を札幌市全体で進めていくに当たっては、市の職員や教職員が条例や子どもの権利について正しく理解し、実践していくことが必要。 子ども未来局や教育委員会が中心となり、職員研修等をより一層充実するとともに、子どもに関する事業などを実施する際には、子どもの権利条例の周知を一層図り、他部局に対する働きかけが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットを配っても、説明がないと頭には入らない。 イベントなどは中心部だけではなく、各区で行う。